

江戸川区ものづくり経営革新緊急支援条例

(目的)

第一条 この条例は、厳しい経済情勢に対処するため、ものづくり産業を営む中小企業者に対し、予算の範囲内で江戸川区（以下「区」という。）が経営革新を図るための費用（以下「費用」という。）を助成し、もって当該者の経営の安定及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定するものをいう。
- 二 ものづくり産業 製造業及びこれに準ずる業種をいう。
- 三 経営革新 新製品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の安定及び向上を図ることをいう。

(助成の対象者)

第三条 費用の助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた区内でものづくり産業を営む中小企業者であつて、当該助成を受けることにより当該経営の安定及び向上が図られると区長が認めるものとする。

一 区内で同一事業を引き続き一年以上経営していること。

二 個人にあつては特別区民税を、法人にあつては法人都民税を完納していること。ただし、法令の定めるところにより課税されなかつた者は、この限りでない。

三 許認可等を要する業種にあつては、当該許認可等を受けていること。
(助成の対象費用)

第四条 助成の対象となる費用は、販路拡大、新製品開発、生産性向上等経営革新のために必要な費用とする。

(助成の額)

第五条 助成の額は、助成の対象費用の三分の二に相当する額(千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とし、五十万円を上限とする。

(助成の申請)

第六条 費用の助成を受けようとする者は、江戸川区規則(以下「規則」という。)の定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第七条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、区長が委嘱する中小企業診断士(以下「中小企業診断士」という。)の診断等審査のうえ、区長が当該助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

2 区長は、前項の決定に際し、助成金の交付目的の達成に必要な条件を付すこ

とができる。

（決定の取消し等）

第八条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

二 助成金を経営革新のための費用以外に使用したとき。

三 第十条に規定する経営指導を受けなかったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、区長の指示に従わなかったとき。

（助成金の返還）

第九条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を命ずることができらる。

（経営指導）

第十条 助成金の交付を受けた者は、中小企業診断士の経営指導を受けなければならない。

（委任）

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

深刻な不況が長引く中、地域の宝である町工場等の存続を図るため、ものづくり産業を営む中小企業者への直接支援を強化する必要があるため、本案を提出いたします。